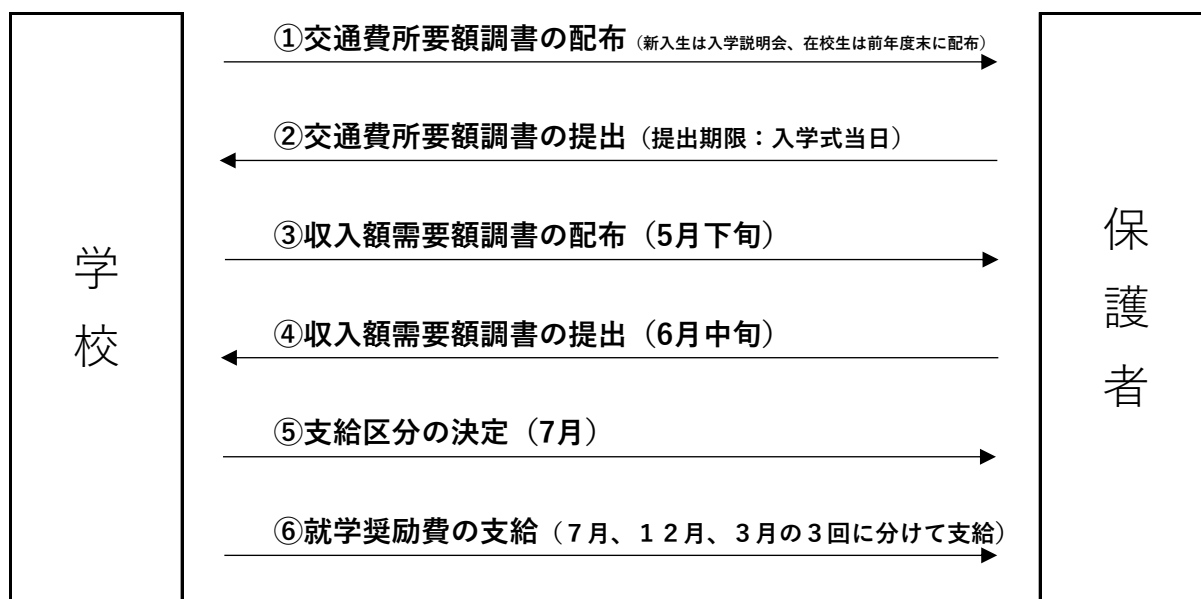


(2)就学奨励費を受給するまでの手続き



①と②について

「交通費所要額調書」は就学奨励費で支給する交通費を算出するための資料とします。

排気量によって支給額が異なるため、自家用車で通学する場合は送迎に利用する自家用車の車検証の写しを添付して提出してください。

③と④について

「収入額需要額調書」は保護者の経済能力に応じて⑤の支給区分を決定するための資料とします。

世帯全員の所得課税証明書とマイナンバーの写しを添付してください。

※令和7年度以降はマイナンバーを提出されていれば所得課税証明書の提出は不要となる見込みです。

その他

- (1) 毎日の通学方法を確認し、支給する通学費を算出するため、毎月「送迎状況確認表」を配布しますので、毎日の通学方法を記録して翌月に提出してください。
- (2) 路線バス等で通学する場合は定期券または回数券のコピーと領収書を提出してください。